

指定国立大学法人の評価について（案）

指定国立大学法人の年度評価については、以下のとおり行うこととする。

なお、指定国立大学法人が大学自らのイニシアティブの下で、高等教育全体の改革を牽引することが期待されることや、指定国立大学法人からも評価の簡素化についての要請があることを踏まえ、評価の簡素化に配慮することが必要。

【評価主体】

- ・ 指定国立大学法人については、平成30年度の年度計画の評価から指定国立大学法人部会で行い、指定国立大学法人としての進捗を評価することとする。

【評価の観点】

- ・ 指定国立大学法人の評価は、世界最高水準の教育研究活動の展開に向けて、各法人における構想の着実な進捗を確認するとともに、更なる水準の向上に向けた改善を促す観点から行う。
- ・ 評価に当たっては、各指定国立大学法人が作成している工程表を基に当該工程表と関係する年度計画を、指定国立大学法人の審査項目であった①人材育成・獲得、②研究力強化、③国際協働、④社会との連携、⑤ガバナンスの強化、⑥財務基盤の強化に基づき重点的に評価することとし、教育研究に係る年度計画であっても、その進捗状況を考慮することにより、指定国立大学法人としての進捗を評価することとする。
- ・ 年度計画に基づく実績報告書について、年度計画の進捗にかかる自己評価をⅣ～Ⅰの評定で記載させるとともに、①人材育成・獲得、②研究力強化、③国際協働、④社会との連携、⑤ガバナンスの強化、⑥財務基盤の強化の項目ごとに取り組んだ内容と取組によって実現できた事柄及び参考指標を記載させ、構想調書においてベンチマークした海外大学との比較・分析結果を踏まえつつ、指定国立大学法人部会で各年度計画の評価、指定国立大学法人としての取組状況の評価を行うこととする。
- ・ 指定国立大学法人の申請要件であった①研究力（科研費、Q値）、②社会との連携（受託・共同研究収益、寄附金収益、特許権実施収入）、③国際協働の各種指標（国際共著論文、留学生・日本人派遣学生）の各種データについては、毎年度確認を行う。
- ・ 評価結果の公表に当たっては、他の国立大学法人とは別に、指定国立大学法人としての取組がどのような状況にあるか、各指定国立大学法人の取組の概略を記載することとする。

【評価方法】

- ・原則、実績報告書に基づく書面により評価を行うこととし、各法人の実績報告書の分析結果に基づき、法人からの聞き取りや実地による実施状況の確認が必要な場合は、ヒアリング又はサイトビジットを実施。